

令和6年3月13日
物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数 を公表します

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設する予定です。今般、制度の創設に向け、タクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、タクシーが不足する地域・時期・時間帯と不足車両数について、タクシー配車アプリのデータ等に基づき算出を行い、別紙の通り公表の準備が整いました。

なお、今回公表の対象としていない営業区域の不足車両数についても、順次公表を予定しています。

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569

(別紙)

営業区域ごとの不足車両数(※)

(※)不足車両数 = マッチング率90%を確保するために必要な車両数

| 営業区域名 対象市 (登録車両数) | 車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率) | 不足車両数 |
|-------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 特別区・武三 特別区、武蔵野市、三鷹市 (26,983台) | 月～金 : 7時台～10時台 (78%) | 1780台 |
| | 金土 : 16時台～19時台 (85%) | 1100台 |
| | 土 : 0時台～4時台 (66%) | 2540台 |
| | 日 : 10時台～13時台 (88%) | 270台 |
| 京浜 横浜市、川崎市、横須賀市ほか (6,734台) | 金土日 : 0時台～5時台 (68%) | 940台 |
| | 金土日 : 16時台～19時台 (82%) | 480台 |
| 名古屋 名古屋市、瀬戸市、日進市ほか (5,210台) | 金 : 16時台～19時台 (87%) | 90台 |
| | 土 : 0時台～3時台 (67%) | 190台 |
| 京都市域 京都市、宇治市、長岡京市ほか (5,574台) | 月水木 : 16時台～19時台 (81%) | 200台 |
| | 火～金 : 0時台～4時台 (80%) | 200台 |
| | 金土日 : 16時台～翌5時台 (63%) | 490台 |

・各数値は令和5年10月1日～令和5年12月31日の各社の配車アプリのデータに基づく。

・4月実施時点では、今回公表する不足車両数のうち5割を各社に配分するものとし、残りの5割については以後3ヶ月ごとに一定数を各社に配分する。

・タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該地域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分する。

・今回公表の対象としていない営業区域の不足車両数についても、順次公表を予定。